

令和8年度

野川水系発電所等  
施設維持管理業務委託

仕様書

企業局村山電気水道事務所

# 第 1 章 総 則

## 1-1 適用

### 1. 仕様書の適用

本仕様書は、令和 8 年度 野川水系発電所等施設維持管理業務委託 に適用する。

### 2. 委託業務名

令和 8 年度 野川水系発電所等施設維持管理業務委託

### 3. 委託場所

長井市寺泉地内外

### 4. 委託期間

自 契約締結の日

至 令和 9 年 3 月 3 1 日

### 5. 委託業務範囲

本仕様書は、業務の大要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

### 6. 土木工事共通仕様書の準用

本仕様書に記載なき事項は、山形県県土整備部制定土木工事共通仕様書、山形県県土整備部制定土木工事共通特記仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料（令和 7 年 4 月）を準用するものとする。

設計変更により工種が追加された場合も同様に取り扱うものとする。

## 1-2 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した業務計画書を発注者に提出しなければならない。なお、発注者は、提出された業務計画書に著しい不備または明らかな不十分な瑕疵等がある場合は、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 現場組織表
- (3) 基本的な履行方法
- (4) 安全管理体制
- (5) 緊急時の体制（休日及び夜間の連絡体制）
- (6) 建設副産物
- (7) 仕様書に定められた事項
- (8) その他必要事項

2. 受注者は、休日及び夜間においても、発注者から指示を受けた場合は速やかに参集可能な体制を確立しておくものとする。また、緊急時に発注者が指示した場合は、必要な資機材を速やかに準備可能な体制の確保に努めるものとする。

3. 受注者は、業務計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該業務に着手する前に変更に関する事項について、変更業務計画書を発注者に提出しなければならない。ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の軽微な変更で作業計画に大きく影響しない場合は、提出を省略

できるものとする。

4. 受注者は、業務計画書を提出した際、発注者が指示した事項について、更に詳細な業務計画書を、提出しなければならない。

### 1-3 業務用地等の使用

1. 受注者は、山形県企業局が所管する施設及び業務用地を無償で使用することができるものとする。ただし、事前に発注者からの承諾を得るものとし、整地を必要とする場合は発注者と協議しなければならない。
2. 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた業務用地等は、注意をもって維持・管理するものとする。

### 1-4 業務の支障物件等

1. 受注者は、支障となる物件（各種公益企業施設含む。）が発生した場合は、設計図書に関して発注者と協議しなければならない。
2. 既設構造物（舗装含む）の撤去及び復旧が必要な場合は、設計図書に関して発注者と協議しなければならない。

### 1-5 受注者相互の協力

受注者は、隣接業務又は関連工事の請負業者と相互に協力し、作業しなければならない。

また、他事業者が作業する関連工事が同時に作業される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

### 1-6 業務の一時中止

1. 発注者は、次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、業務の全部または一部の作業について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による業務の中断については、1-22 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
  - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、業務の続行が不適當または不可能となった場合
  - (2) 関連する他の業務の進捗が遅れたため業務の続行を不適當と認めた場合
  - (3) 業務着手後、環境問題等の発生により業務の続行が不適當または不可能となった場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は発注者の指示に従わない場合等、発注者が必要と認めた場合には、業務の中止内容を受注者に通知し、業務の全部または一部の作業について一時中止させることができるものとする。
3. 前1項及び2項の場合において、受注者は作業を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は業務の続行に備え業務現場を保全しなければならない。

### 1-7 支給材料及び貸与品

1. 支給材料及び貸与品がある場合は、受注者は受領書を提出するものとする。
2. 受注者は、支給材料及び貸与品について注意をもって管理しなければならない。
3. 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
4. 受注者は、業務完了時（完了前に業務工程上、支給品の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を発注者に提出しなければならない。
5. 引渡場所は、設計図書又は発注者の指示によるものとする。
6. 受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
7. 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に発注者の承諾を得なければならない。
8. 受注者は、支給材料及び貸与品を他の業務に流用してはならない。
9. 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

### 1-8 現場発生品

受注者は、当該現場から資材などの発生品が発生した場合は、発注者に通知し、発注者が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、発注者の指示する場所で発注者に引き渡さなければならない。

### 1-9 建設副産物

1. 受注者は、産業廃棄物が搬出される場合は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を準備しなければならない。
2. 建設リサイクル法第6条に規定する「建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担」に基づき、条件明示する特定建設資材廃棄物の搬出施設は、下記のとおりである。
  - ① 受け入れ場所 : 長井市寺泉4249-2
  - ② 再資源化施設名 : (有)エコファーム長井
  - ③ 再資源種別 : 生木(幹、枝葉)
  - ④ 受け入れ時間帯 : 8時00分～17時00分

### 1-10 図書の納品

1. 受注者は、以下の書類を提出しなければならない。なお、書類作成に係わる費用は、受注者の負担とする。
  - (1) 業務計画書: 2部
  - (2) 業務完了報告書: 2部
  - (3) 業務記録写真: 2部
  - (4) 段階確認書(立会願 ※必要な場合): 2部
  - (5) 業務打合せ簿(月毎の完了報告): 2部
  - (6) その他発注者が指示したもの
2. 前1項の提出書類の品目、様式、提出先、提出期限は、設計図書及び発注者の指示に基づき、作成ならびに提出しなければならない。

### 1-11 完了検査

1. 受注者は、契約約款の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、業務完了報告書を発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
  - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての業務が完了していること。
  - (2) 設計図書により義務付けられた業務記録写真等の資料の整備がすべて完了していること。

### 1-12 契約の解除

契約書に規定する「契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき」とは、次の各号に掲げるものをいう。

1. 受注者に対して必要な措置を請求したがこれに応じられない場合。または、契約書により受注者に対して措置の請求をしたにもかかわらず、必要な措置をとらない場合。
2. 作業員等の参集可能な体制及び資機材の準備可能な体制が不適切であると認められるため、受注者に対し改善措置を請求したがこれに応じない場合。
3. 安全対策が不適切で、公衆損害事故及び作業関係者事故を発生させる恐れがあると認められるため、受注者に対して改善措置を請求したがこれに応じない場合。
4. 品質、出来形及び提出書類等が著しく不適切であるなど、本業務の適切な履行の見込みがないと認められる場合。

### 1-13 業務管理

1. 受注者は、業務の作業にあたっては、設計図書に適合するよう、十分な業務管理をしなければならない。
2. 受注者は、業務期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
3. 受注者は、業務に際し作業現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう作業しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに発注者へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
4. 受注者は、業務管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、検査時まで発注者へ提出しなければならない。ただし、それ以外で発注者からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。
5. 受注者は、発注者の指示に従って、作業履行の段階ごとに、その着手から完了までの状況が識別できる写真を整理し、発注者に提出しなければならない。写真撮影及び写真管理に要する費用は、受注者の負担とする。

### 1-14 業務関係者に対する措置請求

発注者は、受注者の担当者が業務履行及び作業工程の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

## 1-15 業務中の安全確保

1. 受注者は、業務作業中、発注者及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの作業をしてはならない。
2. 受注者は、業務箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
3. 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
4. 受注者は、業務現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
5. 受注者は、業務期間中、安全巡視を行い、業務区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
6. 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により、次の各号から実施する内容を適宜選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、これに係わる費用は、受注者の負担とする。
  - (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - (2)当該業務内容等の周知徹底
  - (3)業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
  - (4)当該業務における災害対策訓練
  - (5)当該業務現場で予想される事故対策
  - (6)その他、安全・訓練等として必要な事項
7. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務中の安全を確保しなければならない。
8. 受注者は、業務現場が隣接し又は同一場所において別途業務又は工事がある場合は、請負業者間の安全作業に関する緊密な情報交換を行うものとする。
9. 受注者は、業務中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
10. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに発注者及び関係機関に通知しなければならない。
11. 受注者は、路上及び法面等の作業に際し、一般車両及び業務に従事する作業員の安全が確保されるよう、交通規制作業及び規制内作業の安全に係わる計画、安全教育を行わなければならない。
12. 受注者は、業務関係者だけでなく、付近住民、一般行人、一般通行車両等の第三者の安全の確保を図らなければならない。

## 1-16 土砂崩落、落石等の防護に関する事項（安全確保関係）

作業に伴い土石等の崩落防護ならびに飛散防止の施設が必要となった場合は、設計図書に関して発注者と協議しなければならない。

## 1-17 火災の防止

1. 受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、業務中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を業務計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。

#### 1-18 事故報告書

1. 受注者は、業務の作業中に事故が発生した場合には、第1報を直ちに発注者へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに事故報告書（共通仕様書（参考資料）参考様式5）をFAX、又はE-Mailにより提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該現場に関する「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。
3. 事故報告書様式は、以下のホームページに掲載している。

山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp>）

- 県政情報
- 山形県の紹介
- 組織案内
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（土木工事）

#### 1-19 交通安全管理

1. 受注者は、業務の履行に伴い交通規制を行う必要がある場合は、発注者と協議の上、実施するものとする。また、設計図書及び発注者の指示に従い、一般通行車両等への適切な安全対策を講じなければならない。
2. 受注者は、供用中の公共道路に係る業務の作業にあたっては、交通の安全について、発注者、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い、安全対策を講じなければならない。
3. 業務の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

#### 1-20 仮設備に関する事項

1. 作業中、換気の必要が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
2. 業務に使用する作業用電力、光熱、用水は、設計図書に明示した場合を除き、すべて受注者の負担により準備するものとする。ただし、企業局所管施設にある作業用分電盤、水道の使用については、企業局所管施設の運用及び管理に支障ない範囲内で、発注者の承諾を得た場合は、無償で使用することができるものとする。受注者は、これらの施設を使用するにあたり、施設に破損、汚損、その他施設の機能、美観に悪影響を及ぼすもの（以下「破損等」という。）が無いよう、施設使用前の状態を保持するための管理を行わなければならない。施設に破損等が合った場合は、請負者の責任と費用負担により復旧しなければならない。
3. 本業務に必要な仮設資機材及び機器器具は、設計図書に明示した場合を除き、受注者の負担に

より準備するものとする。

4. 倉庫、現場事務所、作業員宿舍等は、設計図書に明示した場合を除き、受注者の負担により準備するものとする。
5. 受注者が仮設備を設置、撤去する場合は、発注者と協議の上、実施するものとする。
6. 高圧電線の防護工の必要が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
7. 足場等からの墜落防止措置の必要が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
8. 作業に伴う汚濁水の処理施設が必要な場合は、発注者と協議しなければならない。
9. 作業に伴い防じん処理の必要が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
10. 坂路造成の必要が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

### 1-21 保険の付保及び事故の補償

1. 業務の履行に必要な火災保険その他の保険の付保は任意とする。
2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

### 1-22 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに発注者に通知しなければならない。
2. 発注者は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、業務の履行の確保及び作業工程の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

なお、請求された場合、受注者はすみやかに措置をとり、その内容を発注者に報告し、確認を受けなければならない。

### 1-23 災害時の協力体制

1. 緊急巡視
  - (1) 緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、現場において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもので、発注者の指示により巡回を行うものである。
  - (2) 緊急巡回担当者は、現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を構ずるとともにその状況について発注者に報告するものとする。
  - (3) 緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
  - (4) 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を発注者に報告しなければならない。
2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業  
現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立しなければならない。
3. 緊急巡回及び緊急時の協力体制に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

### 1-24 事故対応

1. 野川系発電所施設において事故が発生し、急遽対応が必要になった場合は、発注者の指示により事故対応を実施すること。
2. 事故対応に要した費用については、発注者と受注者が協議のうえ、契約変更する。

### 1-25 作業用資材

業務履行上必要な資機材、工具、材料、燃料、消耗品、その他業務実施上必要なものすべては、全て受注者にて準備しなければならない。

## 第 2 章 業務内容

### 2-1 業務内容

本業務の作業内容は、以下のとおりである。

1. 新野川第一発電所における除草作業、消雪ノズル清掃作業
2. 野川第二発電所における除草作業、鉄管路清掃作業、管理用道路のガードケーブル再設置及び撤去作業、管理用道路の路面清掃作業、構内の転落防止柵再設置及び撤去作業、構内の門扉再設置及び撤去作業、湖面広場の注意喚起看板再設置及び撤去作業、進入防止チェーン（立入禁止標識）の再設置及び撤去作業、階段チェーン手摺の再設置及び撤去作業、管理用道路の法面土砂撤去作業
3. 木地山ダム取水口における管理用道路の門扉再設置及び撤去作業、管理用道路の路面清掃作業、転落防止柵再設置及び撤去作業、進入防止チェーン（立入禁止標識）の再設置及び撤去作業
4. 木地山ダム取水口における除塵作業（網場内浮遊塵を含む。）、塵芥の収集作業、廃棄物の分別・運搬・処分作業。なお、発電の支障となった場合等、緊急を要する場合は発注者から除塵作業指示を行う。
5. 木地山ダム取水口における網場の状態維持及び設置撤去作業、管理用船の運航
6. 野川第二発電所冬季パトロール用ヘリポートから野川第二発電所までの道路ならびに、発電所構内における路肩表示柱の再設置及び撤去作業
7. 上記作業に係わる報告及び連絡、立会

### 2-2 業務実施時期

本業務の作業実施時期は、以下のとおりである。

1. 除草作業は、7月頃及び9月頃を計画している。
2. ガードケーブル、転落防止柵、管理用道路の門扉、湖面広場の注意喚起看板の再設置作業は、雪解後に実施するものとする。
3. ガードケーブル、転落防止柵、管理用道路等の門扉、湖面広場の注意喚起看板の撤去作業は、降雪前に実施するものとする。
4. 鉄管路清掃及び路面清掃作業の実施は、発注者と協議の上、決定するものとする。
5. 除塵作業等の実施は、発注者と協議の上、決定するものとする。なお、作業実施は、木地山ダム貯水池、取水スクリーン、網場の状況ならびに、大雨・台風等による豪雨出水後の現場条件な

などを勘案して決定するものとする。

6. 路肩表示柱の撤去作業は、発注者の指示に基づき、実施するものとする。再設置作業は、降雪前に実施するものとする。
7. 進入防止チェーン（立入禁止標識）の撤去作業は、発注者の指示に基づき、実施するものとする。再設置作業は、11月を目途に実施するものとする。
8. 階段チェーン手摺の再設置作業は、雪解け後に実施するものとする。撤去作業は、降雪前に実施するものとする。
9. 消雪ノズル清掃作業については、施設を使用開始する直前の10月または11月を予定しており、時期の詳細について発注者と協議の上、決定するものとする。
10. 法面土砂撤去作業については、雪崩や大雨・台風等が予想される時期を避け、発注者と協議の上、決定するものとする。

### 2-3 除草工

1. 受注者は、除草工の作業については、時期、箇所、方法等について設計図書によるほか発注者より指示をうけるものとし、完了後は速やかに発注者に報告しなければならない。
2. 受注者は、除草工の作業にあたり、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。
3. 受注者は、刈り取った草が路面に飛散する恐れのある路肩等ではその日のうちに、また法面では速やかに片付けなければならない。
4. 受注者は、除草中又は跡片付け中に法面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。
5. 受注者は、除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行うものとする。

### 2-4 路面清掃工

1. 受注者は、路面清掃工に使用する材料がある場合は、作業前に発注者から確認を受けなければならない。
2. 受注者は、路面清掃工の作業については、時期、箇所、方法等について設計図書によるほか発注者から指示を受けるものとし、完了後は速やかに発注者に報告しなければならない。
3. 受注者は、路面清掃の作業を路面清掃車により行う場合は、作業前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を行わなければならない。ただし、凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は散水を行ってはならない。また、掃き残しがあった場合は、その処理を行わなければならない。
4. 受注者は、路面清掃にあたっては、塵埃が柵及び側溝等に入り込まないように収集しなければならない。
5. 受注者は、排水施設清掃を実施することになった場合は、清掃により発生した土砂及び泥土等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。
6. 受注者は、排水施設清掃の作業のために蓋等を取り外した場合は、作業終了後速やかに蓋をがたつきのないよう完全に据え付けなければならない。

## 2-5 鉄管路清掃工

1. 受注者は、鉄管路清掃工における外面清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、作業前に発注者から確認を受けなければならない。
2. 受注者は、鉄管路清掃工の作業については、時期、箇所、方法等について設計図書によるほか発注者より指示を受けるものとし、完了後は速やかに発注者に報告しなければならない。
3. 鉄管路清掃の実施にあたっては、粉塵が舞い上がらないよう、散水後に清掃するものとする。
4. 受注者は、鉄管路清掃工の作業については、付随設備等を破損させたり、機能を低下させないように行なわなければならない。
5. 受注者は、鉄管路清掃工の作業については、清掃による排水等が通路に流出しないよう側溝や暗渠の排水状況を点検のうえ良好な状態に保たなければならない。
6. 受注者は、鉄管路清掃工の作業については、洗剤等の付着物を残さないようにしなければならない。
7. 受注者は、清掃箇所に表示体、反射体などがある場合は、材質を痛めないように丁寧に布等で拭きとらなければならない。なお、表示体の清掃については、洗剤を用いず水洗により行わなければならない。

## 2-6 防護柵、ガードケーブル、門扉、注意喚起看板、進入防止チェーン、路肩表示柱、階段チェーン手摺の再設置

1. 受注者は、防護柵、ガードケーブル、門扉、注意喚起看板、進入防止チェーン（立入禁止標識）、路肩表示柱、階段チェーン手摺を据え付ける場合、現地の状況により、位置に支障があるとき、または位置が明示されていない場合には、設計図書に関して発注者と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱及び進入防止チェーン（立入禁止標識）、路肩表示柱の作業にあたって、既設舗装、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響をおよぼさないよう作業しなければならない。
3. 受注者は、防護柵、ガードケーブル、門扉、進入防止チェーン（立入禁止標識）、路肩表示柱の据え付けに際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。
4. 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（Aは20kN、B種及びC種は9.8kN）を与えなければならない。

## 2-7 防護柵、ガードケーブル、門扉、注意喚起看板、進入防止チェーン、路肩表示柱、階段チェーン手摺の撤去

1. 受注者は、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵、門扉、注意喚起看板、進入防止チェーン（立入禁止標識）、路肩表示柱、階段チェーン手摺の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう作業しなければならない。
2. 受注者は、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵、門扉、進入防止チェーン（立入禁止標識）、路肩表示柱の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。
3. 受注者は、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵、門扉、注意喚起看板、進入防止チェーン（立入禁止標識）、路肩表示柱、階段チェーン手摺の撤去において、設計図書による撤去方法によらなければならない。

## 2-8 除塵工

1. 除塵等は、取水スクリーン及び網場周辺に付着した塵芥を取り除くものとする。
2. 除塵作業は必ず複数の作業員により実施し、安全を確保した上で危険の無いよう十分注意するものとする。
3. 除塵作業は、必ず安全器具（ヘルメット等）及び救命胴衣を着用の上、実施するものとする。
4. 塵芥は木くず（枝葉・流木）を想定しているため、廃プラスチック等処分方法が異なるものについては取り除き、分別・運搬・処分を行うものとする。
5. 塵芥のうちで長物は管理用舟等で切断等を行い、設計図書及び発注者が指示する場所に運搬するものとする。
6. 除塵作業等に伴い、企業局所有の管理用舟を無償で使用できるものとする。管理用舟の使用にあたっては、企業局所管施設の施設管理に支障がなく、事前に発注者から承諾を得た場合とする。
7. 塵芥が一定量を越えた場合は、塵芥が飛散・流出などしないように袋等で必要な措置を講じ、産業廃棄物処理場に運搬及び処分するものとする。廃棄物の運搬・処分については「山形県産業廃棄物処理業者名簿」に記載されている収集運搬業・処分業の許可を得ている者が行うこと。なお、使用する袋等は、受注者の負担とする。
8. 塵芥の飛散等防止措置を取った場合は、企業局管理区域内に仮置きできるものとする。仮置きできる場所は、供用中の施設に悪影響がなく、施設管理上支障のない箇所とする。また、事前に発注者からの承諾を得るものとする。
9. 天候、木地山ダムの運用及び河川流量の変化等により、作業の継続が危険と判断する場合、または作業継続が危険と予想される場合は、直ちに作業を中断するものとする。
10. 作業中に発生した損害（木地山ダム管理施設及び企業局管理施設（網場、管理用舟等）の沈没、破損、汚損、ステップの取り外れなど）等については、全て受注者の責により対処しなければならない。ただし、発注者に責がある場合はこの限りではない。

受注者に責任がある場合は、受注者は、当該施設が復旧される間、代替え施設を準備しなければならない。代替え施設に関する計画及び作業は、発注者ならびに関係機関からの承諾を得た上で実施しなければならない。なお、代替え施設に係わる調査、計画、調達、運搬、設置、損料及び賃料、撤去、その他一切の費用は、全て受注者が負担するものとする。
11. 業務実施中は、発注者から貸与された山形県企業局の腕章を業務従事者全員が必ず着用するものとする。

## 2-9 消雪ノズル清掃工

1. 新野川第一発電所駐車場構内の消雪施設において実施するものとする。
2. 施設の異常および部材の破損等を確認した際は、速やかに発注者へ報告を行うこと。

## 2-10 法面土砂撤去工

1. 受注者は、作業開始前に野川第二発電所管理用道路における法面・雪崩予防柵に堆積している土砂・玉石の状況とその想定数量、また法面地盤の状況や破損部材の状況等について調査しなければならない。ただし、調査の時期については法面積雪の融雪後、雪崩の危険性が無くなった後とする。
2. 受注者は、前項 2-10-1 による調査結果を基に、作業箇所・時期また撤去方法等をはじめとする

一連の段取りについて、発注者と協議を行った上で決定するものとし、作業の着手はそれ以降とする。また、協議については書面のみを用いて行うもの、または必要に応じ現地にて行うもの、いずれでも可とする。

3. 管理用道路は施設の点検作業等のため、職員が日常的に通行する路線であることから、作業工程の予定が決まり次第、速やかに発注者に報告すること。また作業完了後においても同様に報告を行うこと。
4. 撤去作業のため、管理用道路において各種通行制限が必要な際は、事前に発注者と協議を行うこと。
5. 撤去した土砂・玉石等の運搬場所は発注時において未定であり、発注者と協議を行い決定することとする。

## 2-11 その他

1. 設計数量に変更等が生じた場合は、発注者へ報告すること。
2. 緊急時、野川第二発電所管理用道路の除雪作業を追加する場合があります、設計変更の対象とする。

----- END -----

業務委託特記仕様書

別記様式第 1 号

業務再委託承諾申請書	
年 月 日	
山形県企業管理者 殿	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名	
下記について、業務の一部を再委託したく承諾願います。	
記	
委託業務名称	
委託業務箇所	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
業務委託料	¥
再委託の分野 ・内容	別紙業務再委託計画一覧表のとおり
年 月 日	
受注者	
山形県企業管理者 印	
上記について、承諾 します。 しません。	

- 備考 1 本書は、正副 2 通提出すること。  
2 発注者は、承諾するかどうかを決定した後、その決定した本書の副本を乙に交付するものとする。

業務委託特記仕様書

別記様式第1号 別紙

業務再委託計画一覧表

委託業務名		受注者名	
-------	--	------	--

再委託の 分野・内容	摘 要	再委託者名	担当技術者		契約締結予定 年月日	再委託金額 (うち消費税額及
			職名	氏名		
					合計額	

- 備考 1 再委託の予定は、全履行期間にわたる予定を記入すること。  
 2 必要に応じ、再委託者の概要を記載した書類を添付すること。



# 安全管理指示書

令和 年 月 日

件名 令和8年度 野川水系発電所等施設維持管理業務委託

## 指示事項

この業務は委託であるため作業員の安全、公衆に対する災害防止は責任をもって行うことその他、下記事項を遵守し安全管理に努めること。

- 1 交通の頻繁な道路上の作業は必要な手続きを行い、見張り、交通整理人等を配置し、看板標識、バリケード等の安全用具を用いて安全を確保すること。
- 2 酸素欠乏等（硫化水素、可燃性ガス、塗料）の恐れのある場所での作業は濃度測定及び換気を充分に行うこと。
- 3 機械等に巻き込まれる恐れのある作業はロープ、ネット等で仕切りをし、該当機械の電源を切り操作禁止、作業中の標識を明示すること。
- 4 高所作業は安全帯等を付け、転落防止を図ること。
- 5 電気機器の作業は停電区間内で行い、検電を確実に実行すること。充電部は、ロープ、ネットで仕切り、立ち入り禁止等の標識を明示すること。
- 6 塗装及び薬品を取り扱う作業は保護具を用い、換気を充分に行うこと。
- 7 重機での作業は見張りを置き、作業範囲内にみだりに関係者以外立ち入らないようにすること。
- 8 掘削作業は土砂崩壊に注意し、事前に防護柵等を設置すること。
- 9 機械の設置作業等は適切な工具、服装で行うこと。
- 10 資格を必要とする作業には有資格者を充てること。
- 11 湖面上で作業する場合は、ライフジャケット及び保安帽を着用すること。
- 12 その他、必要な安全対策は常に講ずること。

山形県企業局 村山電気水道事務所

監督職員

印

受託者

上記の指示について承諾しました。

担当者

印